⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、営巣は確認されていないことから影響は軽微であると評価されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているギフチョウの生息が確認されているが、本件事業施行後も周辺には同様の生息環境が広く存在することから影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が９箇所存在するが、このうち８箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、引き続き残る１箇所についても発掘調査を行い、新潟県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、新潟県県北地域における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づき、４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成３年５月31日及び平成８年11月22日に都市計画決定された都市計画と、橋梁延長変更に伴う盛土部幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、新潟県県北地域における高速交通ネットワークの整備が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道７号の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、村上市長を会長とする日本海沿岸東北自動車道建設促進「村上圏」期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　新潟県村上市役所

○東北地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十八日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　鶴岡都市計画道路事業三・四・二号羽黒橋加茂線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山形県鶴岡市大東町、神明町及び苗津町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十八日　中部地方整備局長　富田　英治

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
六番亀ヶ一山から九か関まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
一番ら関まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
一甲町から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
番ら関まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
一番亀ヶ一山から九か関まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
〇四山から関まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
七か関まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
番ら関まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
一甲町から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
賀町から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
市掛ノ木から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
掛ノ木から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
掛ノ木八〇から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
掛ノ木から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
掛字木八〇から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
字木八〇から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
下八〇から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
畑から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
賀掛ノ木から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
市掛字木から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
土字簗から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
山し三七から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
中字五沢から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
山し三七から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
町出し三七から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
山し三七から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
中三七から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
字五沢から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
賀沢から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
市掛字簗から関町まで	後前	一一・二五〇メートル 二一・五五〇メートル	四四・五五〇キロメートル	
土字簗